

# 仕 様 書

葦毛湿原駐車場清掃・除草業務に関する事項は、この仕様書に基づいて行うものとする。

- 1 業 務 名 葦毛湿原駐車場清掃・除草業務
- 2 業 務 場 所 豊橋市岩崎町地内  
葦毛湿原駐車場及び長尾池横広場周辺
- |                |         |
|----------------|---------|
| ・葦毛湿原第1駐車場     | 約900㎡   |
| ・葦毛湿原第2駐車場及び法面 | 約3,200㎡ |
| ・長尾池横広場及び進入路   | 約1,900㎡ |
| 合 計            | 約6,000㎡ |
- (裏面位置図の通り)

- 3 業 務 期 間 契約日から令和9年3月31日まで

## 4 業 務 内 容

- (1) 清 掃 年12回(毎月)
- ・ゴミ、空き缶収集、処理
  - ・進入路及び排水柵の土砂を除去し排水機能を保つこと
- (2) 除 草 年4回(5・7・9・11月)
- ・刈り取り、除草、処理

## 5 そ の 他

- ・収集したゴミ、空き缶及び除去した草は必ず持ち帰り適正に処分すること。
- ・あらかじめ発注者に実施予定日、実施時間を報告した上で業務を実施すること。
- ・業務報告書は業務実施前後の写真を添付し、観光プロモーション課あて提出すること。
- ・毎月、業務実施報告書に写真(業務実施前及び業務完了後)各1枚を添付し、提出すること。
- ・故障の有無等を的確に把握し、その状況を迅速に報告すること。
- ・受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル(例:近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル(案))による安全教育を実施すること。

- ・刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- ・前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育※を実施し、報告すること。
- ・除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- ・作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- ・除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- ・建設工事保険等の加入について
- ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
- ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
- ・保険契約後は証券の写しを提出すること。
- ・この仕様書に記載のない事項については必要に応じ両者協議のうえ定める。

※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。

